

○補助金等の予算の執行に関する規則

昭和42年3月25日

規則第6号

財務部財政課

改正 平成28年11月18日規則第130号

(目的)

第1条 この規則は、補助金等の交付の申請、決定その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の適正化を図ることを目的とする。

(平28規則130・一部改正)

(定義)

第2条 この規則において「補助金等」とは、市が市以外の者に対して交付する補助金、負担金、利子補給金その他の相当の反対給付を受けない給付金で市長が指定するものをいう。

2 この規則において「補助事業等」とは、補助金の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この規則において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

(平28規則130・一部改正)

(予算執行職員の責務)

第3条 補助金等に係る予算の執行に当たる職員は、補助金等が税金その他貴重な財源で賄われるものであることに留意し、公正かつ有効に使用されるように努めなければならない。

(平28規則130・一部改正)

(他の規程との関係)

第4条 補助金等に関しては、他に特別の定めのあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(交付の申請)

第5条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に、その定める時期までに提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 補助事業等の目的及び内容
- (3) 補助事業等の経費の配分、経費の使用方法、補助事業等の完了の予定期日  
その他補助事業等の遂行に関する計画
- (4) 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
- (5) その他必要と認める事項

2 市長は、補助事業等の目的及び内容により必要がないと認めるときは、前項の申請書に記載すべき事項のうち同項第3号に掲げる事項の全部又は一部の記載を省略させることができる。

(平28規則130・一部改正)

(交付の決定)

第6条 市長は、補助金等の交付の申請があった場合は、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金等の交付の決定をしなければならない。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

(平28規則130・一部改正)

(補助の条件)

第7条 市長は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。

(平28規則130・一部改正)

(決定の通知等)

第8条 市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知しなければならない。

2 前項の規定は、第6条第1項の規定による調査の結果、補助金等を交付しないことと決定した場合について準用する。

(平28規則130・追加)

(申請の取下げ)

第9条 補助金等の交付の申請をした者は、前条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、別に定める期日までに、申請の取下げをすることができる。

2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定はなかったものとみなす。

(平28規則130・旧第8条繰下・一部改正)

(事情変更による決定の取消し等)

第10条 市長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金等の交付の決定後に生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。

3 第8条第1項の規定は、第1項に規定する措置をした場合について準用する。

(平28規則130・追加)

(補助事業等の遂行)

第11条 補助事業者等は、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付された条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等を他の用途へ使用してはならない。

(平28規則130・旧第9条繰下・一部改正)

(補助事業等の内容の変更等)

第12条 補助事業者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長に申請し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業等の内容又は経費の配分を変更しようとするとき（軽微なものを除く。）。

(2) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 第7条及び第8条第1項の規定は、前項の承認をする場合について準用する。

(平28規則130・旧第10条繰下・一部改正)

(事故報告等)

第13条 補助事業者等は、補助事業等が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、遅滞なく、その理由等を書面により、市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(平28規則130・追加)

(状況報告)

第14条 市長は、補助事業等の円滑かつ適正な執行を図るため必要があるときは、補助事業者等に対し、補助事業等の遂行の状況に関し報告を求めるものとする。

(平28規則130・追加)

(補助事業等の遂行の指示等)

第15条 市長は、前条の報告等により、補助事業等が補助金等の交付の決定の内容

又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者等に対し、これらに従って当該補助事業等を遂行すべきことを指示するものとする。

- 2 市長は、補助事業者等が前項の規定による指示に従わない場合において、必要と認めるときは、当該補助事業者等に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を求めることができる。

(平28規則130・追加)

(実績報告)

第16条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき、第12条第1項の規定により廃止の承認を受けたとき、又は補助金等に係る市の会計年度が終了したときは、当該補助事業等の成果を記載した実績報告書に関係書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による報告を受ける場合において、補助事業等の目的及び内容により、領収書その他の関係書類の提出をもって足りると認めるときは、同項の実績報告書の提出を省略させることができる。

(平28規則130・旧第11条繰下・一部改正)

(補助金等の額の確定等)

第17条 市長は、前条第1項の実績報告書の提出を受けた場合は、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知しなければならない。

(平28規則130・追加)

(是正措置)

第18条 市長は、前条の規定による調査の結果、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者等に対し、これらに適合させるための措置をとるべきことを指示することができる。

2 第16条第1項の規定は、前項の規定による指示により、補助事業者等が必要な措置をした場合について準用する。

(平28規則130・旧第12条繰下・一部改正)

(交付決定の取消し)

第19条 市長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金等を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、この規則又は関係法令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第8条第1項の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(平28規則130・旧第14条繰下・一部改正)

(補助金等の返還)

第20条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

2 市長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

(平28規則130・追加)

(違約加算金及び延滞金)

第21条 補助事業者等は、第19条第1項の規定により補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消された場合において、補助金等の返還を請求されたときは、そ

の請求に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- 2 補助事業者等は、補助金等の返還を請求された場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（平28規則130・追加）

（違約加算金の計算）

第22条 補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を請求した額に相当する補助金等は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求された額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したもものとする。

- 2 前条第1項の規定により違約加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を請求した補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金等の額に充てるものとする。

（平28規則130・追加）

（延滞金の計算）

第23条 第21条第2項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を請求した補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（平28規則130・追加）

（他の補助金等の一時停止等）

第24条 市長は、補助事業者等が補助金等の返還を請求され、当該補助金等、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、当該補助事業者等に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(平28規則130・追加)

(財産処分の制限)

第25条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、市長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、当該財産の耐用年数を勘案して別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 前号に掲げるもののほか、補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるもの

(平28規則130・追加)

(調査等)

第26条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等に対して報告を求め、又は当該職員に関係の帳簿書類その他の物件を調査させることができる。

(平28規則130・旧第15条繰下・一部改正)

(補則)

第27条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平28規則130・旧第16条繰下・一部改正)

付 則

- 1 この規則は、昭和42年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行前に補助金等が交付され、または補助金等の交付の意志が表示され

ている事務または事業については、この規則は適用しない。

附 則（平成 28 年 11 月 18 日規則第 130 号）

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の補助金等の予算の執行に関する規則の規定は、平成 29 年度以後の予算に係る補助金等について適用する。

# ○町田市補助金等の交付に関する要綱

平成29年4月1日

施行

財務部財政課

## 第1 趣旨

この要綱は、別に定めがあるもののほか、補助金等の予算の執行に関する規則（昭和42年3月町田市規則第6号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2 定義

この要綱において使用する用語は、規則において使用する用語の例による。

## 第3 交付申請書

規則第5条第1項の申請書は、町田市補助金等交付申請書（第1号様式）による。

## 第4 交付決定の通知

- 1 規則第8条第1項の規定による通知は、町田市補助金等交付決定通知書（第2号様式）により行うものとする。
- 2 規則第8条第2項において準用する同条第1項の規定による通知は、町田市補助金等不交付決定通知書（第3号様式）により行うものとする。

## 第5 申請の取下げの届

補助金等の交付の決定を受けた者は、規則第9条第1項の規定により申請を取り下げようとするときは、町田市補助金等交付申請取下げ届（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

## 第6 内容変更等の承認の申請

- 1 規則第12条第1項の規定による申請は、町田市補助事業等内容変更・中止・廃止承認申請書（第5号様式）に関係書類を添えて行うものとする。
- 2 規則第12条第2項において準用する規則第8条第1項の規定による通知は、

町田市補助事業等内容変更・中止・廃止承認書（第6号様式）により行うものとする。

#### 第7 事故報告書

規則第13条の規定による報告は、町田市補助事業等事故報告書（第7号様式）に関係書類を添えて行うものとする。

#### 第8 実績報告書

規則第16条第1項（規則第18条第2項において準用する場合を含む。）の実績報告書は、町田市補助事業等実績報告書（第8号様式）による。

#### 第9 交付額の確定の通知

規則第17条の規定による通知は、町田市補助金等交付額確定通知書（第9号様式）により行うものとする。

#### 第10 交付の請求等

- 1 補助事業者等は、第9に規定する交付額の確定の通知を受けたとき、又は規則第16条第2項の規定により必要な書類を提出したときは、町田市補助金等交付請求書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、補助金等の交付の決定を受けた額の全額について既に交付されている場合は、この限りでない。
- 2 市長は、前項に規定する請求があったときは、速やかに補助金等を交付する。

#### 第11 概算払

- 1 補助事業者等は、町田市会計事務規則（平成14年9月町田市規則第51号）第82条第1項第3号の規定により概算払をすることとされた補助金等の交付の決定を受けた場合において、当該補助金等の概算払を請求しようとするときは、町田市補助金等概算払交付請求書（第11号様式）を市長に提出しなければならない。
- 2 補助事業者等は、概算払により補助金等の交付を受けた場合において、第9に規定する交付額の確定の通知を受けたときは、町田市補助金等精算書（第12号

様式)により精算しなければならない。

#### 第12 交付決定の取消しの通知

規則第19条第3項において準用する規則第8条第1項の規定による通知は、町田市補助金等交付決定取消通知書(第13号様式)により行うものとする。

#### 第13 補助金等の返還の請求

- 1 規則第20条の規定による返還の請求は、町田市補助金等返還請求書(第14号様式)により行うものとする。
- 2 補助事業者等は、前項に規定する請求を受けたときは、同項に規定する請求書に記載のある期限内に、当該請求に係る補助金等を市長に返還しなければならない。

#### 第14 財産処分制限の期間

規則第25条ただし書に規定する耐用年数を勘案して別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間とする。

#### 第15 帳簿等の整理保管

補助事業者等は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を補助事業等の完了した日の属する市の会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

#### 附 則

この要綱は、2017年4月1日から施行する。

# ○町田市私立幼稚園等通園補助金交付要綱

平成29年4月1日

適用

子ども生活部子ども総務課

## 第1 趣旨

この要綱は、補助金等の予算の執行に関する規則（昭和42年3月町田市規則第6号）及び町田市補助金等の交付に関する要綱（2017年4月1日施行）に定めるもののほか、町田市私立幼稚園等通園補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2 補助の目的

補助金は、予算の範囲内において、私立幼稚園等に通園する対象子どもの保護者に対して、補助金を交付することにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、もって幼児教育の振興と充実に資することを目的とする。

## 第3 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 私立幼稚園等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める私立幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）、東京都知事が認定した私立幼稚園に準ずる施設及び特定教育・保育施設型私立幼稚園等をいう。
- (2) 特定教育・保育施設型私立幼稚園等 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条に規定する特定教育・保育施設（児童福祉法（昭和22年法律第167号）第39条第1項に規定する保育所を除く。）のうち、国又は地方公共団体以外の者が設置する施設をいう。
- (3) 対象子ども 市内に住所を有し、かつ、私立幼稚園等に通園する満3歳児（満3歳に達した幼児で翌年度の4月を待たずに年度途中から就園するものをいう。）、3歳児、4歳児及び5歳児並びに学校教育法第18条の規定により就学

させる義務を猶予され、又は免除された保護者の子ども（当該猶予又は免除の対象となる子どもに限る。）をいう。ただし、特定教育・保育施設型私立幼稚園等に通園する者については、次のいずれかに該当する者に限る。

ア 子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもとして町田市により同法第20条第4項に規定する支給認定を受けた者（イにおいて「1号認定子ども」という。）

イ 子ども・子育て支援法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育を受けた者（1号認定子どもに適用される利用者負担額（町田市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例（平成27年3月町田市条例第16号）に定める利用者負担額をいう。第6第2号において同じ。）が適用される場合に限る。）

（4） 保護者 対象子どもと同一の世帯に属し、私立幼稚園等に第6に規定する補助対象経費を納入する義務を負っている者をいう。

#### 第4 補助対象者

補助金の交付の対象となる者は、保護者とする。

#### 第5 補助対象事業

補助の対象となる事業は、保護者が対象子どもを私立幼稚園等に通園させる事業とする。

#### 第6 補助対象経費

補助の対象となる経費は、第5に規定する補助対象事業に要する経費のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める費用とする。

（1） 特定教育・保育施設型私立幼稚園等以外の私立幼稚園等 納入する保育料  
その他当該私立幼稚園等に納入する費用

（2） 特定教育・保育施設型私立幼稚園等 利用者負担額及び特定負担額（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条第3項に規定する額をいう。）

## 第7 補助金の交付額

1月当たりの補助金の交付額は、第6に規定する補助対象経費を限度とし、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定教育・保育施設型私立幼稚園等に通園する対象子どもに係る補助金の交付額 当該対象子どもに係る私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金交付要綱（昭和58年7月12日付け58総学一第138号）別表第2に定める補助単価に3,300円を加えて得た額（次号において「都・市補助単価」という。）
- (2) 特定教育・保育施設型私立幼稚園等以外の私立幼稚園等に通園する対象子どもに係る補助金の交付額 当該対象子どもに係る幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成10年6月17日付け文部大臣裁定）第3条第3項に定める補助限度額を12で除して得た額及び都・市補助単価を合計した額

## 第8 様式

補助金の交付に関し必要な様式については、町田市補助金等の交付に関する要綱の規定にかかわらず、市長が別に定める。

## 第9 補則

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、2017年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、2020年3月31日限り、その効力を失う。

## 2017年度町田市私立幼稚園等（私学助成型）通園補助金交付事務取扱要領

### 第1 趣旨

この要領は、町田市私立幼稚園等通園補助金交付要綱（2017年4月1日適用。以下「要綱」という。）第7から第9の規定により、要綱第6第1号に規定する費用を補助対象経費とする補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2 定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町田市私立幼稚園就園奨励費補助金（以下「就園奨励費補助金」という。） 補助金のうち、幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成10年6月17日付文部大臣裁定）の補助の対象となる部分をいう。
- (2) 町田市私立幼稚園等園児保護者補助金（以下「保護者補助金」という。） 補助金のうち、就園奨励費補助金以外の部分をいう。
- (3) 世帯 対象子どもと生計を一にしている父母及びその他扶養義務者の集まりをいう。
- (4) 保護者 要綱第3第4号に規定する保護者には、市内に所在する児童養護施設の長を含める。また、父母が対象子どもと同一の世帯に属していないときは、対象子どもと同一の世帯に属し対象子どもを監護している者を保護者とみなす。  
ただし、児童養護施設の長、里親、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の事業者等、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日付厚生省発児第86号厚生事務次官通知）において幼稚園費の支弁の対象となる者は保護者補助金の対象から除く。
- (5) 小学校1年生から3年生までの児童 当該年度の4月1日における満6歳から満8歳の児童および過去に就学猶予もしくは就学免除されたため当該年度の4月1日において小学校1年生から3年生までに在籍する児童をいう。

(6) ひとり親世帯等 私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金交付要綱（昭和58年7月12日付け58総学一第138号）第2（10）のとおりとする。

(7) 保護者と生計を一にする兄又は姉等（以下「兄又は姉等」という） 私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金交付要綱（昭和58年7月12日付け58総学一第138号）第2（11）のとおりとする。

### 第3 対象子ども

要綱第3第3号に規定する対象子どもは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 満3歳児 当該年度の4月2日以降に満3歳に達した幼児で、翌年度の4月を待たずに年度途中から就園するもの。
- (2) 3歳児 当該年度の4月1日における満3歳の幼児をいう。
- (3) 4歳児 当該年度の4月1日における満4歳の幼児をいう。
- (4) 5歳児 当該年度の4月1日における満5歳の幼児をいう。
- (5) 学校教育法第18条により町田市から就学猶予された幼児

### 第4 住所要件

1 要綱第3第3号に規定する市内に住所を有しとは、町田市内に居住の実態があり、かつ次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の住民基本台帳に記載されていること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が認めるもの。

2 原則として、各月1日に市内に住所を有する場合において補助を行う。ただし、4月分については、末日に市内に住所を有する者を補助の対象とすることができる。なお就園奨励費補助金については、各月1日に市内に住所を有しない場合でも月の末日に住所を有すれば、他市区町村による同種の補助金と重複支給しない限りにおいて対象とすることができる。

### 第5 補助対象経費について

- 1 本要領第2第1号および2号に規定する入園料、保育料及びその他の納付金は、園則に定められたものに限る。
- 2 本要領第2第2号に規定するその他の納付金は、保護者が毎年度徴収されるものに限る。なお、一部の幼児を対象とするもの及び実費負担に当た

るものは除く。またその他の納付金の各経費については、徴収の時期を問わず、年額を12ヶ月で割り、月額に算出した額（100円未満を切り捨てた額）を補助対象とする。

## 第6 補助金の交付額

1 要綱第7に規定する補助金の交付額は、就園奨励費補助金及び保護者補助金それぞれ別表1に掲げるとおりとする。また、別表1の区分3～5については、別表2を参照する。

2 前項の場合において、対象子どもが次の各号のいずれかに該当する兄又は姉を有するときは、当該兄又は姉を対象子ども順位の算定対象人数に含め、対象子どもは当該兄又は姉が該当する順位の次の順位とする。

(1) 認可幼稚園、認可保育所、認定子ども園に在籍する兄又は姉（なお、保護者補助金は、東京都認証保育所及び東京都知事が認定した幼稚園類似の施設に在籍する兄又は姉も対象とする。）

(2) 小学校1年生から3年生までの児童である兄又は姉

(3) 区分1又は2又は3に該当する世帯においては、前号の規定に関わらず、年齢を問わず兄又は姉等

(4) 特別支援学校の幼稚部、児童心理治療施設に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援若しくは特例保育、家庭的保育事業等を利用する就学前児童の兄又は姉

3 就園奨励費補助金については、次の各号のいずれかに該当する場合は、次の算式により計算した額（100円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）とする。

該当する補助単価×確定在園月数÷12

(1) 対象子どもが途中転出した場合

(2) 前年度以前に入園した対象子どもが年度途中で退園する場合

(3) 2017年4月以前に入園した対象子どもが2017年5月1日以後に町田市に転入後も、引き続き同じ園に在籍する場合

4 就園奨励費補助金については、次の各号のいずれかに該当する場合は、次の算式により計算した額（100円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）とする。

該当する補助単価×（確定在園月数+3）÷15

(1) 2017年5月1日以後に入園した場合。

(2) 2017年4月以降に入園し、その後退園した場合

5 保護者補助金については、前2項各号に該当する場合は、第3項の算式により計算した額とする。

6 就園奨励費補助金と保護者補助金を併給するが、入園料、保育料から就園奨励費補助金を減じた保護者が負担する保育料及びその他の納付金の額が、別表第1の補助単価に満たないときは、保護者補助金は当該保育料及びその他の納付金の額を限度として適用を認める。

7 区市町村民税未申告等により税額が決定しない世帯については、別表1の区分6の項に掲げる額を補助する。ただし、当該年度内に区市町村民税が決定したときは、別表2の所得基準の区分に応じ補助単価の欄に定める額を補助するものとする。

8 当該年度中に補助金の階層区分の変更を伴う事由が生じた場合は、変更事由発生日の属する月の翌月分から階層区分を変更する。但し、変更事由発生日が1日の場合は変更事由発生日の属する月分から階層区分を変更する。

## 第7 区市町村民税所得割課税額の算定方法

1 世帯の区市町村民税所得割課税額（以下「所得割額」という。）は、対象子どもが属する世帯のすべての者（父母以外の扶養義務者は家計の主宰者である場合に限る。）の所得割額の合計額とする。

2 前項に規定する世帯には、次に掲げる者を含むものとする。

(1) 対象子どもとは別世帯であっても経済的に一体性のある者

(2) 対象子どもの世帯とは別に、通園に要する費用等を負担している者（家計の主宰者である場合に限る。）

## 第8 所得割額の確認方法

1 所得割額の確認方法は、次に掲げるところによる。

(1) 課税（非課税）証明書等の提出

(2) 公簿による確認

2 前項第2号に掲げる方法により、所得割額を確認した場合、市長は、そ

の旨明らかにしておくものとする。

- 3 当該年度の初日の属する年の1月1日現在において日本国内に住所が存在しなかったため、所得割額が不明の場合、市長は、前年の所得を基に所得割額を推計するものとする。
- 4 保護者の失業等によって家計が急変した場合は、客観的に急変後の家計の状況を把握できる方法で所得割額を算定することも可能とする。
- 5 2011年3月の東日本大震災及び2016年4月の熊本大地震により被災し市内に住居を移した対象子どもについては、居住の実態に基づき住民とみなし、課税証明書等を取り寄せることができない、家計状況の把握が困難などの場合には「罹災証明書」もしくは「被災証明書」の確認、または聞き取り等、客観的に家計の状況を把握できる方法で所得割額を算定し所得区分を適用することも可能とする。

#### 第9 特定中国残留邦人等の属する世帯について

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付の対象となる特定中国残留邦人等の属する世帯については、別表において生活保護法の規定による保護を受けている世帯として取り扱う。

#### 第10 様式

要綱第8に規定する補助金の様式は、町田市私立幼稚園等補助金交付申請書（第1号様式）、町田市私立幼稚園等補助金交付決定通知書（第2号様式）、町田市私立幼稚園等補助金不交付決定通知書（第3号様式）、町田市私立幼稚園等補助金申請内容変更届（第4号様式）、町田市私立幼稚園等補助金世帯状況等変更届（第5号様式）とする。

#### 第11 請求手続の省略

市長は、補助金の交付決定を受けた保護者に対し、町田市補助金の交付に関する要綱（2017年4月1日施行）第10の規定にかかわらず、町田市会計事務規則（2002年9月町田市規則第51号）第44条第1項ただし書の規定により、請求書の提出を省略させることができる。

#### 第12 補足

この要領は、2017年4月1日から適用し、2018年3月31日をもって効力を失う。

別表 1

階層区分		順位	就園奨励費(年額)	保護者補助金(年額)
1	生活保護の規定による保護を受けている世帯	第1子	308,000 円	114,000 円
		第2子		
		第3子以降		
2-1	市区町村民税が非課税となる世帯	第1子	272,000 円	114,000 円
		第2子	308,000 円	
		第3子以降		
2-2	市区町村民税が非課税となるひとり親世帯等	第1子	308,000 円	114,000 円
		第2子		
		第3子以降		
3-1	所得割額が別表2の区分3の世帯	第1子	139,200 円	93,600 円
		第2子	223,000 円	114,000 円
		第3子以降	308,000 円	
3-2	所得割額が別表2の区分3のひとり親世帯等	第1子	272,000 円	114,000 円
		第2子	308,000 円	
		第3子以降		
4	所得割額が別表2の区分4の世帯	第1子	62,200 円	81,600 円
		第2子	185,000 円	106,800 円
		第3子以降	308,000 円	
5	所得割額が別表2の区分5の世帯	第1子	0 円	68,400 円
		第2子	154,000 円	99,600 円
		第3子以降	308,000 円	
6	所得割額が別表2の区分5を超える世帯	第1子	0 円	39,600 円
		第2子	154,000 円	
		第3子以降	308,000 円	

- 備考 1 本表において生活保護法の規定による保護を受けている世帯とは、生活保護法第11条第1項に規定する保護を現に受けている世帯とする。なお、2013年8月1日に施行された「生活保護法による保護の基準」一部見直しにより同日以後に当該保護の廃止の決定を受け、かつ、区市町村民税が課税されていないものが属する世帯については、その申し出により、生活保護法の規定による保護を受けている世帯として対応する。
- 2 世帯のすべての者（父母以外の扶養義務者は家計の主権者である場合に限る）の所得割額の合計額とする。
- 3 本表において所得割額とは、租税特別措置法による住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除など適用前の額とする。ただし、調整控除については適用後の額とする。

別表 2

区分	19歳未満の扶養親族の数(2016年12月31日時点)			基準額(上限額)
		(1) 16歳未満 (2001年1月2日 ～2016年12月3 1日生まれ)	(2) 16歳以上19歳 未満 (1998年1月2日 ～2001年1月1日 生まれ)	区市町村民税所得割課税額
3	0人	0人	0人	1円～34,500円
	1人	1人	0人	1円～55,800円
	2人	1人	1人	1円～66,900円
		2人	0人	1円～77,100円
	3人	1人	2人	1円～78,000円
		2人	1人	1円～88,200円
		3人	0人	1円～98,400円
	4人	1人	3人	1円～89,100円
		2人	2人	1円～99,300円
		3人	1人	1円～109,500円
4人		0人	1円～119,700円	
5人以上 34,500円に(1)、(2)の合計を加えた額以下 (1) 16歳未満の扶養親族の数×21,300円 (2) 16歳以上19歳未満の扶養親族の数×11,100円				
4	0人	0人	0人	34,501円～171,600円
	1人	1人	0人	55,801円～191,400円
	2人	1人	1人	66,901円～198,600円
		2人	0人	77,101円～211,200円
	3人	1人	2人	78,001円～205,800円
		2人	1人	88,201円～218,400円
		3人	0人	98,401円～231,000円
	4人	1人	3人	89,101円～213,000円
		2人	2人	99,301円～225,600円
		3人	1人	109,501円～238,200円
4人		0人	119,701円～250,800円	
5人以上 171,600円に(1)、(2)の合計を加えた額以下 (1) 16歳未満の扶養親族の数×19,800円 (2) 16歳以上19歳未満の扶養親族の数×7,200円				
5	0人	0人	0人	171,601円～216,700円
	1人	1人	0人	191,401円～236,500円
	2人	1人	1人	198,601円～243,700円
		2人	0人	211,201円～256,300円
	3人	1人	2人	205,801円～250,900円
		2人	1人	218,401円～263,500円
		3人	0人	231,001円～276,100円
	4人	1人	3人	213,001円～258,100円
		2人	2人	225,601円～270,700円
		3人	1人	238,201円～283,300円
4人		0人	250,801円～295,900円	
5人以上 216,700円に(1)、(2)の合計を加えた額以下 (1) 16歳未満の扶養親族の数×19,800円 (2) 16歳以上19歳未満の扶養親族の数×7,200円				